

文 書 名	規 程 第 3 号
文書管理番号	DOC002-02
制定年月日	2014年 5月15日
最終改訂日	2016年12月 5日

特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会

## 内 部 基 準

2014年 5月15日 策定  
 2014年12月 5日 改訂  
 2016年 1月29日 改訂  
 2016年 5月 1日 改訂  
2016年12月 5日 改訂

### （ 目 的 ）

第 1 条 この基準は、特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会（以下、本協会という。）が「農林物資の規格化等に関する法律」（1950年法律第175号 以下、JAS法という。）に基づいて、有機農産物及び有機加工食品の生産行程管理者の認定を行うための本協会の基準を定めることを目的とする。

### （ 認定の技術的基準 ）

第 2 条 有機農産物及び有機加工食品の各生産行程管理者は、JAS法で定められる「生産行程管理者の認定の技術的基準を満たしていることを原則とし、次に掲げる事項について本協会の基準を定めるものとする。

（1）認定の技術的基準第二の2項（6）の内部規程に生産行程の管理又は把握に係る記録の作成、並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間については、格付けした有機農産物又は有機加工食品の出荷の日から3年以上保存・保持すること。

（2）小分け業者の場合も前（1）に準ずるものとする。

### （ 生産ほ場の基準 ）

第 3 条 有機農産物の日本農林規格第4条ほ場の項の生産ほ場に使用禁止資材が飛来し、又は流入しない様に必要な汚染防止措置として、緩衝帯を設ける場合について、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）認定ほ場、或いは新たに申請されるほ場の隣接ほ場において、使用禁止資材等により、汚染されていない、若しくは使用されていない事が認められる場合にあつては、汚染防止措置を講じる必要はないものとする。尚、この場合、申請者（認

定事業者若しくは認定申請者)は、当該根拠を確認すると共に登録認定機関にその根拠となる資料等を提示・提出するものとする。

- (2) 認定ほ場、或いは新たに申請されるほ場の隣接ほ場において、使用禁止資材を使用される場合にあつては、ほ場の境界部分での幅1メートルの緩衝帯を設置することを原則とする。但し、隣接地との間に緩衝帯となることが認められる道路、水路を有している場合にあつては、当該、道路、水路等の幅を緩衝帯とみなすことが出来る。
  - (3) 認定ほ場、或いは新たに申請されるほ場に隣接する使用禁止資材等を使用しているほ場が高い位置にある場合、或いは使用禁止資材の飛来の可能性が通常よりも高いと認められる場合には、(2)の規程する緩衝帯に加えて、より積極的な防止措置を講じるものとする。
  - (4) 認定ほ場、或いは新たに申請されるほ場に隣接するほ場において、使用禁止資材等を使用しているほ場が低い位置にある場合、或いは使用禁止資材の飛来の可能性が通常よりも低いと認められる場合には、(2)の規程する緩衝帯の幅、或いはその他の防止措置を軽減することが出来る。
  - (5) 認定ほ場、或いは新たに申請されるほ場に隣接する使用禁止資材等を使用しているほ場が高い位置に有ることから、雨水や雨水による土砂の流入する可能性がある場合にあつては、その流入の防止措置を講じなければならない。
  - (6) 認定ほ場、或いは新たに申請されるほ場に隣接する使用禁止資材等を使用しているほ場が果樹園の場合にあつては、当該、果樹の樹高を緩衝帯の幅の距離とし、若しくは3メートルの幅の緩衝帯とする。
- 2 有人、或いは無人飛行機(ヘリコプター等)による農薬の空中散布実施地域内での認定ほ場、或いは新たに申請されるほ場について、次に掲げる各号の基準を定めるものとする。
- (1) 認定ほ場、或いは新たに申請されるほ場が、空中散布実施地域内で有って、当該圃場が散布除外されていることを原則とする。
  - (2) 有人による空中散布実施ほ場に隣接している場合に有っては、25メートル以上の緩衝帯を設けるものとする。
  - (3) 無人による空中散布実施ほ場に隣接している場合に有っては、10メートル以上の緩衝帯を設けるものとする。
- 3 認定ほ場、或いは新たに申請されるほ場(水田の場合)に流入(取水)する用水に使用禁止資材が混入する恐れがある場合は、その汚染防止措置として、浄化水田(緩衝池等)を設置することとし、この浄化水田を通過させた後に、ほ場に用水として用いること。当該浄化水田の面積は、15㎡以上とする。尚、浄化水田には、使用禁止資材等を吸着させる為の資材等を埋設するなどの適切な措置を講じ、用水の浄化を促進させるものとする。

( 肥料及び土壌改良資材の適合評価 )

第 4 条 有機農産物の日本農林規格(最終改正版による。)の別表1、肥料及び土壌改良資材の使用に当たっては、その基準を満たす内容で有ることを確認するために、当該、資材を製造する事業者が発行する「資材証明書」(別記様式第1号)で確認を行うこと。

2 前項の「資材証明書」の適合確認の有効期間は、原則として、当該「資材証明書」の発行の日付から、1年半とする。よって有効期間を経過した、「資材証明書」は無効とし、再度、製造事業者より適合確認のための「資材証明書」を入手し、保持すること。

3 資材証明書の記載内容について、資材の製造工程及び原材料に変更が生じた場合は、有効期間内で有っても、直ちに発行先、並びに登録認定機関へ通知すること。

（ほ場に植え付ける苗等）

第 5 条 有機農産物の日本農林規格第4条の表、ほ場に使用する種子及び苗等の項の基準に適合した苗を生産、或いは購入苗（慣行の苗）を使用する場合、次項の基準に適合している事の確認を行うこと。

2 自らが有機の苗を生産する場合、或いは慣行の苗を入手し使用する場合に有っては、それぞれに苗の生産行程管理記録（育苗を行う場所、使用した種子、使用した土、肥料、農薬、苗の数量、種子の量等）を作成或いは入手の上、保持すること。

（認定継続の確認）

第 6 条 本会は、有機認定業務規程（最終改正版による。）第49条第1項の規程に基づいて、認定事項等の確認を行う為、毎年実施する定期的確認調査の実施方法等について定めるものとする。

2 定期的確認調査の実施については、有機認定業務規程第49条第2項の規程に基づき、毎年1回以上実施するものとし、そのサイクルは、前年度の検査/調査の実施日から、365日以内とし認定時の審査方法に準じ、実施するものとする。

3 前項の規程に基づき、毎年1回の登録認定機関が実施する認定事項の確認のための定期的確認調査を認定事業者において、やむを得ない事情により実施出来ない場合に有っては、最長45日以内には実施するものとする。

（附則）

1 この規程は、2014年12月5日より施行する。

2 2016年1月29日より改訂する。

3 2016年5月1日より改訂・施行する。

4 2016年12月5日より改定・施行する。